

令和元年度第2回東大阪市みどりの基本計画審議会議事要旨

日 時	令和2年3月30日（月） 10:00～11:30
場 所	東大阪市役所22階 会議室
出席委員 （7名）	石原委員、今西委員、大原委員、住山委員、川中委員、久委員、西田委員
欠席委員 （1名）	下村委員
事務局	野田市長、山口建設局長、光永都市整備部長、藤埜都市整備部次長、 菊地課長、田中主査、大月主査、松田係員
議 事	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>【報告案件】 前回の答申内容の検討状況について</p> <p>【審議案件】 東大阪市みどりの基本計画の施策の方針と具体的事業について</p> <p>3 閉 会</p>
配 布 資 料	<p>○議事次第</p> <p>○配席表</p> <p>○諮問書</p> <p>○議案書</p> <p>○東大阪市みどりの基本計画</p> <p>○東大阪市みどりの基本計画概要版</p> <p>○東大阪市都市計画マスタープラン概要版</p> <p>○都市緑地法</p> <p>○都市緑地法運用指針</p>

(議 事 要 旨)

1 開会

- 開会に先立ち、市長あいさつ、委員及び事務局を紹介。
- 構成委員の半数以上の出席により会議が成立する旨を報告し、審議会開会を宣言。

2 議事

審議案件

- 報告案件－「前回の答申内容の検討状況について」
- 審議案件－「東大阪市みどりの基本計画の施策の方針と具体的事業について」

を議案書に基づき事務局より説明。

3 閉会

- 事務局を代表して山口建設局長よりあいさつがあり、審議会を閉会。

【議案の説明】

「事務局」

第1回審議会における答申内容の検討状況につきまして、報告させていただきます。一つ目の「改定計画は、市街地において不足する緑地を確保するため、緑地の保全と緑化の推進の事業や施策を効果的に進めることが可能となる実施計画となるよう努められたい。」との答申内容の検討状況についてご説明します。

検討状況として、具体的な実施事業を記載する実施計画とするため、庁内へ説明会を実施し、各部局が令和3年度から10年間で実施する事業を集約しました。

この内容に関しては、本日の議案説明の中で詳しく説明いたします。

二つ目の「改定計画は、緑地の保全と緑化の推進の事業や施策については、関連部局と連携し、法改正の主旨を踏まえ、定めるとともに、積極的に緑化推進制度の設立に努められたい。

尚、緑地の定義に農地が明記されたことから、農地を保全する施策については、重点的に考慮されたい。」との答申内容の検討状況をご説明します。

緑化推進制度の設立について、次の様な対応をしました。

検討状況として、現在、他市の先進事例について情報収集しており、効果的な緑化推進制度の設立について検討しております。こちらにつきましては、本日の議案説明の際、今後の方針として説明させていただきます。

緑地の定義に農地が明記されたことから、農地を保全する施策については、重点的に次のような対応をしました。検討状況として

①生産緑地法改正に伴い、生産緑地地区の指定面積要件を500㎡から300㎡に引き下げ、より小規模な都市農地を保全する事業を実行に移しています。

②生産緑地法改正に伴い、指定から30年経過する生産緑地地区をさらに10年延長が可能となる特定生産緑地制度を活用し、継続的な都市農地の保全に向けた取り組みを実施します。

三つ目の「改定計画は、東大阪市の特徴を踏まえ、「東大阪らしい計画」を目指すとともに、市民のみどりへの意識を高めるため、改定計画を市民へ広く周知する様、努められたい。」との答申についての反映内容をご説明します。

市民のみどりへの意識を高めるため、改定計画を市民へ広く周知するため、次の様な対応を

しました。

検討状況として、前審議会の議事について、本市ウェブサイトに掲載しており、今後の改定計画の進捗状況についても、広く市民に発信します。

また、市民の緑化に対する意識を高めるため、新たな緑化推進制度と併せた施策について、検討を進めているところです。

続きまして、審議案件であります、東大阪市みどりの基本計画の施策の方針と具体的事業について説明いたします。

説明内容としては、1 前回審議会における主な内容、2 今回審議会における主な内容、3 施策の方針について、4 具体的事業について、5 課題について、6 今後の方針について、7 スケジュールについて の7項目について説明します。

前回審議会における主な決定事項を説明します。

本市の市街地の緑地は市街地において、非常に不足しており緑地の量的な確保が、今後も必要であります。

不足する市街地の緑地を確保するために、市街地の緑地の保全及び緑化の推進に関する事業を基本計画に基づき、総合的かつ計画的に実施する必要があります。その基本計画について、前回審議会における決定事項を振り返ります。改定の計画の基本的事項として、

計画対象区域は都市計画区域6178ha(市内全域)ただし、施策の対象は近郊緑地保全区域を除くものとする

計画期間は令和3年度から令和12年度

基本目標は新総合計画の基本構想であるつくる・つながる・ひびきあう 感動創造都市 東大阪

基本方針は都市計画マスタープランの基本方針である

水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します

これらを改定計画の基本的事項として決めました。

第2回の審議会では、前回審議会で決定した改定の方針及び基本的事項に基づき、施策の方針及び具体的事業についての審議をお願いするところです。今回の審議会でご説明する内容は、前回お示しした基本計画に定める事項の中での1～8における2の部分である「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」に該当します。こちらは、主に市が主体的に取り組む施策・事業を定める本計画の核の部分であり、これに基づき1の目標を定める事となります。

本市の緑地の減少ですが、前回の審議会でもご説明しましたとおり、約20年間で大幅に緑地が減少しております。市が市街地で、緑地を大幅に増やすのは用地の取得など多大な費用が必要となることから、困難です。

このことから、本市においてはまずは今あるみどりを減らさない事が肝心です。その上で、新たなみどりを増やす施策を実施していく必要があります。

これを踏まえ、本計画の基本方針の「水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内に入るおいを導入する」ことを実行し、基本目標「つくる・つながる・ひびきあう 感動創造都市 東大阪」を実現するには、今ある緑地を保全し、それらをつないでいくため緑化を推進することが必要です。

あわせて、みどりの拠点となるべき区域においては、それらを特別に保全する施策が必要となります。施策の方針については、基本方針に基づくと同時に緑地が大幅な減少している実情をふまえ、まず市街地全体の緑地をへらさない施策と市街地の各地にあるみどりの拠点を効果的につなぐため緑地をふやす施策が必要であることから、施策の方針を「市街地の緑地をへらさない」と「市街地の緑地をふやす」の2つとしました。これらの方針に基づく事業を実施し、基本目標の実現を目指します。

次に事業に関しては、施策の方針に基づき、施設緑地については施設別に地域制緑地については、法体系別に取り組むを分類する事にしました。これは、施設や法体系により、事業の実施主体が異なるためであり、実施主体が違ったとしても同じ目的・目標があることを明確にするためでもあります。分類ごとの取り組みについては、方針1及び方針2に基づく分けに関わらず、取り組みの効果が相互に表れることから、分類ごとに取り組みについて説明いたします。

都市公園における取組を説明します。

都市公園につきましては、施設緑地をへらさない方針に基づき公園を保全・活用し、施設緑地をふやす方針に基づき新たに整備します。

具体的には、保全・活用として、公園施設の更新、定期的な公園の安全点検、市民と協働による公園の維持等の事業を、整備としては都市計画公園の整備等を実施してまいります。

なお、具体的な取り組みについては、配布しております資料を後ほどご覧ください。

公共施設緑地における取組を説明します。

公共施設緑地については、児童遊園、学校、公共施設、道路や駅前広場の植栽帯・街路樹・プランターなどがあります。

これらの緑地をへ施設緑地をへらさない方針に基づき保全し、施設緑地をふやす方針に基づ

き新たに整備します。民間施設緑地における取組を説明します。

民間施設緑地につきましては、農地があり、施設緑地をへらさない方針に基づき農地を保全・活用します。

具体的には、市内の地産地消の推進や、営農意欲の向上、農業の担い手不足の解消の事業、福祉農園の貸付事業を実施します。法による地域における取組を説明します。

法による地域については、特別緑地保全地区、風致地区、河川区域、生産緑地地区、保存樹・保存樹林があります。

これらの緑地を地域制緑地をへらさない方針に基づき保全し、地域制緑地をふやす方針に基づき新たに指定します。

具体的には、特別緑地保全地区の保全活動への助成事業、生産緑地地区の指定延長への取り組みなどを実施します。条例による地域における取組を説明します。

条例による地域については、民有地の緑地があります。

民有地緑地を地域制緑地をへらさない方針に基づき、保全し、地域制緑地をふやす方針に基づき、緑化を推進します。市の事業により、令和3年度から10年間において、施設緑地については、都市公園等の整備により、12.6ha、都市計画事業の実施による植樹帯の整備により0.01ha増加する予測となっております。また、地域制緑地については、生産緑地地区の指定要件緩和による指定の実績を、今後10年間、同様に指定されると、約5haの増加が予測されます。このことから10年間で約18ha増加することが、予測されます。

一方で、民有地である宅地化農地や生産緑地地区が今後、直近10年間のペースで今後も同様に減少した場合、令和3年度から10年間において、宅地化農地は25ha、生産緑地地区は15ha減少し、合計約40ha減少することが予測されます。

このことから、本市の市街地の緑地については、今後10年間で約22ha減少することが予測されます。

市が実施する事業による緑地の増加より、民有地の緑地の減少が大きいと予測されることから、本市の市街地の緑地は、今後も減少を続けることが予測されます。

市が単独で緑地を大幅に増加させることは、財政的に困難であります。このことから、市と企業と市民が分担し、緑地を増やす取り組みが必要となります。

また、前回の審議会で頂きました「積極的に緑化推進制度の設立に努められたい」との答申を頂いたことから、本市独自の協働による緑化推進制度について検討を進めたいと考えております。本市の緑化推進の取り組みの事例をご説明します。

平成28年4月に御厨南二丁目地区において、地区計画を定めた際、緑化を推進するため、当地区内における容積率と引き換えに、緑化率の最低限度を10%と定めた地区があります。こちらの手法を用いた取り組みを市域全体に拡大することにより、緑化を推進することが可能であります。

また、本市景観計画においても、高さが15mを超えるもの又は建築面積が1000㎡を超えるものについては、接道部の延長の二分の一以上を緑化することとしており、これは景観及び緑視率の向上を目指し、少ない緑でより大きな効果を得ることを目的としております。より小規模な建築物に対して、本規定を適用することにより、緑化を推進することが可能です。また、大阪府においては、大阪府自然環境保全条例に基づき、1000㎡以上の敷地において、建築物の新築・改築、又は増築を行う際に、敷地面積と建築面積による計算式により一定面積の緑化を義務づけています。

本市においても、府条例と同様の条例を制定し、より小規模な敷地に対して、本規定を適用することにより、さらに緑化を推進することが可能となります。

同様の条例は、既に豊中市などで実施しており、対象となる敷地の面積に応じて、緑化率を定め、また大阪府条例で義務付けていない1000㎡未満の敷地に対しても、努力義務として、緑化率を定め、緑化の推進を図っております。

本日ご意見を頂きたい内容と致しましては、まず具体的事業への取り組みについてです。次に今後の緑化推進制度の方向性についてもご意見頂けますよう、何卒よろしく申し上げます。来年度は審議会を3回開催し、5月には「実施計画及び目標値について」、8月には「第二次東大阪市みどりの基本計画(素案)について」諮問させていただきます。11月には、都市緑地法に基づき市民の意見を聞くため、公聴会を開催し、その結果を踏まえた案を1月に諮問させていただきます。3月に新計画の決定を行い、2021年4月1日から第二次東大阪市みどりの基本計画を公表することとします。以上で説明を終わります。

【質疑応答、意見等】

【委員】

緑地面積って基本的に屋上の緑地や壁面の緑地というのもこの計画の中には含まれるのか。

【事務局】

壁面緑化の数値は入れておりませんが、航空写真で見える屋上緑化の部分に関しては反映しておりません。

【委員】

あらゆる方法で緑地の面積が参入されるようなものを考えて頂きたい。

長田の方に、商業施設があり、壁面緑化というものを取りれるべきである。私も不動産取引業をやっております、1000 平方メートルを超える所の仲介をしました。1000 平方メートルを超えたら緑地の参入になるということならば、建てる部分だけで文筆して、というようなことも考えられるため、壁面とかいうような所も考えて頂いたらなという風に思います。

【会長】

シンガポールは基本的に超高層マンションを作ったとしても壁面緑化をしっかりと取らせるという風にして、緑の中に都市があるような雰囲気を作っています。

先ほど委員がおっしゃった話で言うと、箕面市は景観の条例の中で壁面緑化面積に係数をかけ、カウントしようじゃないか、というようなことを基準の中に組み込んでいます。狭小の敷地の場合はなかなか平面の面積は取れませんので、壁面緑化を、係数をかけながらカウントできるような方向で持っていくという方向はあるのではないかなという風に思います。また他市の基準なんかも勉強されて積極的に壁面緑化もカウントできるような形でやって行って頂ければありがたいなと思っています。

【委員】

農地の方の減少がすごく進んでいるということですので、本市にかけては早くから生産緑地法に基づき、生産緑地地区指定要件の緩和など生産緑地制度に取り組んで頂きましたので、農

地の減少に対して、他市よりも有益に働いているのかなと思います。

ただ、今後想定されますのは農業後継者ということについても考えて行かなければなりませんので JA と致しましては現在取り組んでおります地産地消の観点のファームマイレージの関係とか農業塾で後継者の育成に取り組んでいきたいという風に考えています。

【会長】

今回は緑の基本計画なので、農地の効用ですね、何の役に立っているのかということをしつかりと記載をしてほしい。単にその緑地を稼いでいるだけではなくて、例えばその防災の面でも、地下水へ水を浸透させるとか、雨水を一旦貯留する機能を持っていたりする訳です。

そういう意味では、農地が持っている景観形成機能を始めとした様々な機能を積極的に考慮し、単に農業振興だけではなくて、防災の方からの位置付けなんかもしっかりとして頂くによりその農地が守られる方向に行くのではないかなという風に期待をしています。

今回、生産緑地法の改正の中での話を受けて頂いているんですが、私もう1つ重要なのは、今回は借地でも継続できるということになりましたので、この借地をどのように活用できるかという所を、積極的に書き込んで頂いたらと思います。

借地の場合はどなたかが仲介をして頂かないといけない訳ですので、その地権者の方と、農地を借りたいという方をまた仲介する制度をきちんと取り込んで頂いたらというように思います。

寝屋川の方では空き家を解体して、農園を作るってということが始まりました。これは、空き家対策にもなりますし、その緑地が増えていくという方向にもなります。

ただし、ここの仕組みは、地主さんにその住之江でもう既に実施されているみんな農園さんというNPOさんを紹介して頂いたということです。民と民で上手く取引をされて、その元々空き家があった所を取り除かれて、そこに民間が貸農園事業として入って頂けるということにした訳です。これ調整して頂いたのが市役所です。

ですから、その市役所自らが色んなことをやることも重要なんですけど、一方でこういう民と民でやることをいかに調整して頂けるか、紹介して頂けるかっていうのも、今後重点的に考えて頂ければと思いますので。まあそこも、今回の改正の時には1つの柱として書いて頂ければよろしいなと思っております。

【委員】

農地だけじゃなく、他の公園など土になっている所すべて雨水貯留機能もあって、最近グリ

ーンインフラという言葉とか、Eco-DRR、生態系を生かした防災、減災という言葉が社会的にも広まって来ていますので、このあたりについて取り入れて頂けたら市民の方にも理解が得られるかなと思います。

【会長】

豊中は担当基本計画の数値目標の中で雨水浸透率を挙げていらっしゃる記憶しています。

そういう意味で今回も、雨水浸透率を1つの指標としながら追いかけて頂くと上手く緑地が守られる方向に行くのかなという風に思います。まあただし豊中でもかなりシビアなご意見頂いているのは、この浸透率が減る方向にしか行かないんですね。なかなか増える、増やす方向には行かないので、せっかく数値目標として掲げている割にはずっと減っているじゃないのっということも言われます。しかし、一定持ち続けて行くことによって、その減少の度合いを減らすという効果もあるかと思えます。

【委員】

福祉農園貸付事業は、現在行われており、今後も継続されるのですか。

【事務局】

現在実施している事業であり、今後もまだ継続すると聞いております。

【委員】

農福連携の話の相談を受けており、農福連携は東大阪市さんとかが行われている高齢者の方向への政策のように、産業と福祉をマッチングするみたいなものであり、一般的な市民農園よりも、多様な方々に、農地で活動してもらおうという方策であり、農地を保全することに一定効果があるのかなと思います。

ただし、やっぱりそこは先ほど委員がおっしゃられたように、恐らく市役所さんが何らかのコーディネーター的な、役割を担う必要があると思います。

また、柏原市の方では、市街地じゃなくて調整区域にてされているということで、色々やる方法あるという感じはしています。また、空き家の利活用の件ですが、大阪市の城東区において、長屋が台風で被災して、リノベーションできない部分があり、現在、市民農園をされているケースがあります。

ただし税制上どうなっているかはもうはっきりよくわからないというか、現況が農地になったから翌年にはならないと恐らく農地並みにはならないと思われる。

城東区ですと生産緑地にはならないと考えられるため、宅地並みに税金を払ってでも市民農園でやった方が、リノベーションをやるよりはいいだろうということです。ケースバイケースだとは思いますが、そういった道がもしかしたらあるのかもしれませんが。

それから、緑化制度についてですが、都市緑地法で運用されている自治体さんもいくつかあると思うんですけど、おそらく豊中市は条例で基準値を定めて実施していると思います。

しかし、結構その、言い方に語弊ありますけど、すごく東大阪市さんはすごく大変になるのではないかと思います。大体私が役所にいた時に、東京都の場合は都市ごとではなくて環境局の自然保護条例の中で開発規制と緑化っていうのを2本立てで担っていました。

開発規制は自然地を開発する際に、緑化指導の方はもう既に自然地でなくなっても指導の対象となります。恐らくこれが自然地の改変ではなくて、もう宅地化されたような所にまた新たなものを建てる時のみの対象になるんじゃないかなと思われる。しかし、開発事業者さんはあまりやりたがらないようで、指導をするのが大変であると聞きます。いかに指導するかがポイントとなるという気がします。

【会長】

豊中は私もずっとお手伝いしているんですけども、環境部局と景観部局と両輪で行っており、環境配慮指針がかなり厳しいものであります。例えばお屋敷を潰してマンションにする時には、既存地に何本以上残しなさいというかなり内容も含まれます。

これは、環境部局と緑化部局が両輪で努力し、開発部局も含めて、かなりそのスクラム組んで事業者さんと対応して頂くことによって、この守るということがしっかりとできるようになってきますから、今後、東大阪市もスクラム組んで頑張ってもらいたいと思います。

先ほど委員がおっしゃった長田の場合はフレスポだと思いますが、元々大阪モノレールが持っている土地を売却するにあたって、事業者選考をさせて頂く中で、緑化をしっかりと実施される業者さんを優先して選考しようじゃないかっていうような仕組みがあったので、あれだけの緑化の効果があったと思われる。

大阪モノレールの募集要項で緑化を依頼することによって結果がでましたので、事業者さんに対して誰がどのような形で守って頂けるような仕組みを整えて行けるのか、しっかりと市の体制として考えて頂ければ嬉しいなと思います。

【委員】

すいません、ちょっと先ほどの、豊中の例の補足ですね。東京都もやっぱり先ほど言った私が勤めていたのは自然保護なんですけど、建築指導事務所という都市計画部局のことと、開発のことと、二本立てで連携していくことになってました。ですから市のみどり景観課さんは緑化について、都市計画の方と連携の必要があるのかなと思います。で、ちょっと質問なんですけど、スライドの27番いいですかね。

この6にある町名は、これはいわゆる都市計画制度としての地区計画の問題で容積率緩和をバーターに緑化を義務化するという理解でよろしいですか。

【事務局】

地区計画に関しましては、まずベースの容積率を緩和しております。都市計画でベースの容積を緩和させて頂いております、その容積をフルに使える条件が緑化率によって変わってくるというような手法を取らせて頂きまして、緑化率が5%か10%の緑化をすることによって、都市計画の方で緩和された容積を使うというような手法を取らせて頂いております。

緑化地域制度を、本来用いたかったんですけど、そういう形態を取らせて頂いております。こちらの方で記載させて頂いておりますのは、東大阪市が今現在やっている緑地を、緑化を増やす取り組みという考え方でございますので、これをこのままやるということではなしに、先ほど委員の方からもご提案頂いた内容を踏まえまして、新たな緑化推進制度というものを作りたいと考えております。本市の場合、先行して景観計画の方で接道緑化義務というものを実施しております。

こちらにつきましては、目に見えて、年間どれだけの緑が増えたかというのが民有地でわかっている、効果が上がる制度でございますので、できればこのあたりも、先ほど環境、緑、景観というのを連携したような形で活用できていけばな、というような方向で今考えている所でございます。さらに、もう1点、先ほど空き家の緑化というお話がございましたが、こちらにつきましては今現在の一番課題となっておりますのは、空き家を取り壊した際に、いわゆる建物があつた時点よりも大体平均で6倍ぐらいの固定資産がかかるということでもあります。更地という形になりますので。例えば他市では、防災空地という位置付けにすることによって5年間いわゆる固定資産税を据え置くとかというようなことを、またそれが更新可能だというようなことにもなっておりますので、そのあたりも新事例を研究したいというような形で考えている

所でございます。

【委員】

私も色々な建物保全、緑地の保全、関わらせて頂いていますけども、一番聞くのはやっぱり相続税です。相続税は国税なのでなかなか財務省が了承してくれないのですが、固定資産税の方は市税ですので、市内で調整して頂くと案外できますので、まずはその市税で上手くその地権者さんの優遇策をはかって頂きたいかという様には思います。

まあ先ほど今もスライド載せて頂いていますけれど、次回で結構なんですけど、実際に、高井田地区なんかで新しい工場が作られる時に、この緑化面積を取って頂くことによって、どのようにその緑が増えて見えているのかという具体的な写真なんかを示して頂くと、効果があるなというのは委員全体で共有できますので、次回はもう少し具体的な写真なんかも用いて頂きながら議論ができたらいいなと思いますので、よろしくをお願いします。

【委員】

緑地を保全するにあたり、やっぱり近隣との関係がありまして、その時に行政の方から強く、ここはこういう地区であるから、守るべきであるというか、そういうことをして頂けたらなと思うんです。とにかく周りの市民が苦情を言ってきたら、聞かなければいけないというのが市役所の立場のようなんです。しかし、市は、当地区は守るべき地区であるとの立場をとって頂けたらなと思います。こちらもかなりの気を付けて、近隣住民には支障とならないよう気をつけるようにという会議をしておりますので、そういうことは思います。

【委員】

今回の都市緑地法の改正の中で、もう1つの柱は市民緑地制度がしっかりと築いたということですね。ですから、その市民緑地制度を東大阪でもっともっと活用して頂いて、認定緑地を増やして頂くというのもポイントかなという様に思っています。そのあたりの国の法律に基づいた制度です、という話が1つの盾にしっかりとできるということがありますし、まあそのあたりもまた書き込んで頂けたらと思います。ただし生駒市はもう20年ほど前から、ですね、国がやる前に市民緑地制度を作って頂いて、10年以上お貸しいただ区域にあたっては、固定資産税を0にして準備してっております。こう皆で使って行けるように市の方で整備をして頂くということをやっているんですが、実は1件しかまだできていないんですね。それはなぜ

かということ、やはり地権者さん、特に相続を考えていらっしゃる、次の世代の方の同意がなかなかはかれないということなんですね。あと数件ずっと継続して市民緑地にして頂けませんか、ということをお願いしているのですが、なかなか地権者の同意が得られないという所で、まあ苦戦をしています。ですので、なぜその話をさせて頂いているかということ、計画に書き込むのはすぐに書き込めるんですけども、実際運用となるとかなり市が汗かいて頂かないと、なかなか難しい所がありますので。書き込んだ限りはしっかりと責任をもって1つでも2つでもその市民緑地が増えていくような形で頑張ってもらえればという様に思っております。委員の方は地域で頑張ってくださっている中で、緑、色々な取り組みもやられてみえると思いますが、何かございますでしょうか。

【委員】

実際の公園とかの緑地だっというような所において、掃除や維持管理は皆でしないといけないので、自治会で、日を決めて、私とかなんかは月に1回ですけど日を決めて中央環状線の周りとか掃除するんですが、そういうのもできていない自治会がありますので、一応市の方からは年間いくらか、公園維持の清掃のそういうので頂いているんです。でも年に1回掃除しはって終わり、とかありますので、その所をもうちょっと私達も考えてしなければいけないなと思っております。で、それと個人の家の掃除なんですけども、お花がいいんですが、花卉が散ってくるなどの話があり、そういう苦情は言われる方はあります。

【委員】

先ほどの具体的な政策の中での学校園のプランターの整備というのがあったんですが、生駒市はですね、もうこれも十数年以上経っていますけど花と緑の景観街づくりコンテストと言って、上手く皆さんに楽しんで頂いている方々を表彰する制度があります。

表彰制度により、皆が頑張ってくださる方を励ましていって、こう広げていくという方策も、もご検討頂いたらと思います。

生駒は4つの部門がありまして、1つは個人住宅部門ということで、個人でしっかりと緑、花を植えていらっしゃる所を表彰するという制度です。それから2つ目がコミュニティ部門と言って、地域の公共的な場所、例えば公園であったり、あるいはまあ交差点とかロータリーを花で飾ってくださった所もありますけども、その地域ぐるみで公共空間を綺麗にして頂いている所を表彰する部門もあります。

3 つ目は学校園の部門でありまして、その学校を地域の方々と学校と一緒に花とか緑でしっかりと綺麗にして頂いて表彰するものです。

4 つ目が企業部門ということで、企業さんが積極的にこういう花とか緑で頑張っている所を表彰するものです。4 部門やっています、かなり効果も出てきていますので、そのあたりまた勉強して頂いて、東大阪の頑張っている方を表彰させて頂くことで、市民の皆さんに周知して頂くということが、あるのかなという所です。

【委員】

緑の表彰につきましては、東大阪市のグリーンフェスタをさせてもらって、その中で今おっしゃった緑化表彰コンテストを実施し、市長の方から表彰するような式典もやっております。今年もイベントを今計画されているというような状態になっており、今委員がおっしゃったように、そういった表彰制度を含め、これがまた続けて行ければという風には思っております。

【委員】

大きなマンションにおいて、例えば下に公園のようなものを作られて、緑地を作られて、誰でも憩えるような所になっている所と、屋上でしたら、防犯の関係で、入れないところもある。それは問題ないのでしょうか。

【委員】

このあたりは基本計画でもきちんと仕分けをしておいて頂かないといけないんですけども、その緑地を確保するという観点で見るとか、あるいは景観的にその緑を活用するという観点で見るとか、その緑地を皆で活用するという観点で見るとかによって、考え方が違ってくると思います。

屋上緑化はまずそのどんどん緑が減っていく中で、その屋上にも緑を増やすことによって例えば地球環境の温暖化の緩和とか、そういう様に役に立つだろうということで言えば、どこにおいて頂いても緑がしっかりと確保できればいいという、これでOKなんですね。ところが、その景観的に効果を出そうと思ったら、そういう見えない所に緑を植えて頂いても効果0になります。箕面市はこの辺りもしっかりと基準を作っています、その見える所に緑を植えて頂くとすべてその面積をカウントするんですけども、よくいわゆるその端っこのその使い勝手の悪い所を緑地にした場合は、景観的な効果がないですので、せっかくでしたら見える所に緑を

置いてくださいというような促しをしています。だからそういう意味で、景観的に役に立つのかどうかという観点はまた別の考え方ですね。

さらに先ほどお話し頂いたようにそこに入って活用できるかどうかという観点はまた違う観点になります。で、そこでちょっと整理をしておかないといけないのが、マンション内でこう小さな子供が遊ぶ公園、広場作っていますけども、あれはおそらく、誰でも入ってもいいよということで提供して頂いています。

実はその敷地の中のオープンスペースというのは、これ勝手に入ってははいけません。だから、そこはこう見えていても入ってはいけない、活用できないってことになります。総合設計制度という制度を使えばその公開空地ということで、誰でも入ってもいいという空地にして頂くことによって、その容積率を多めに使って頂いてもいいという制度があります。そのあたりがその市民の方にはなかなか、どこまでその敷地内に入っていいのかわかるのかというのを見極めて頂けるようなことも考えて行かなければならぬし、せっきあるオープンスペースでしたら、できるだけ多くの市民が活用できるような形で持って行って頂くのがいいのかなという風に思いますので、そのあたり、緑そのものに価値を考えるのか、景観的な価値を考えるのか、活用の価値を考えるのかによってちょっと考え方をしっかりと整理しながら計画の中でも盛り込んでいく必要があるのかなと思います。

私の方からあと2点なんですけども、先ほど、生駒の花と緑の景観町コンテストで、コミュニティ部門で公園の花に関して頂いている所もいくつかあるのですが、その前提が重要だと思っていて、生駒市は古くなった公園を、その地域の方々がワークショップで、皆でそのどういうそのリニューアルをしたらいいかということのデザインまで考えて頂いて、それに基づいて公園のデザインを変えていくというコミュニティパーク事業というのを持っています。

このコミュニティパーク事業を使って頂くことで公園も綺麗になるのですけども、そのワークショップに参加して頂いている方が、自分たちがアイデアを出して公園がデザインし直されたんだから、自分たちでそれをより活用しようという話が出てきました。

そこからその花の会ができて、積極的にその花植えを市民側でやって頂いているようなこともあります。コミュニティパーク事業というのは、公園が更新、綺麗になりますので、その整備費用も含めて、約2000万円ぐらいかかるんですね。それでも、こう地域の方々が皆で知恵を出して、公園をもう一度作り直したいということで頑張ってもらくと、その順次年間と言うとまあ1件ぐらいの程度にしかならないんですけども、綺麗にして頂いております。そのような制度も、ご参考に頂けたらと思います。特に生駒もニュータウンの中に40年、50年たつて

きたニュータウンもありますので、元々は子供さんが多くて、子供向けの公園で整備されていたんですけども、子供さんが少なくなり、今度はお年を召した方もこう使えるような公園に変えていこうという所で、積極的にこのコミュニティパーク事業を使って頂いている所も出てきておりますので、またこれも参考にしてもらいたいと思います。

2 点目ですが、公園の活用って言葉も最近いくつかありましたけども、最近世界中で、プレイスメイキングと言われる公共空間を市民側で皆で居心地のいい場所にしていこうという動きがあります。このプレイスメイキングは、色んなイベントを繰り返しながら、楽しい空間を自分たちで作っていこうという事業、試みなんですね。

そのためには市役所側が色々自由に使ってくださいというメッセージを発信して頂かないといけないし、市民側がこんなことやりたいっていう場合に積極的にそれを認めて頂くということが必要なので、この市民側が色々やりたいっていう動きを上手くこう活用して頂くような、プレイスメイキング的な発想も是非とも欲しいなと思います。

実は生駒にもそういう動きがありまして、先ほどお話をさせて頂いたコミュニティパーク事業で、萩の台住宅地というタウンの公園を綺麗にさせてもらったんですね。そうすると子育てママさんのお1人が、もっと公園を使いたいってことを申し出てくださって、自分1人で動いたら何とかできるんじゃないですかってことで、「公園にいこうえん」っていう面白い名前のことをやりはじめました。それは何かというと、自分が子供を連れて公園に行く時間帯を皆にまず事前にお知らせするんですね。私は何月何日の何時から公園で子供と一緒に遊んでいます、一緒に遊びたい人来てくださいませんかって呼びかけたら、それでこう仲間が集まって、公園の活用が始まるという、たった1人のメッセージがどんどん広がりを作っているんですね。お年を召した方も、紙芝居ができるので、その日に合わせて紙芝居持って行きます、なんていう方も現れましたし。何か団体を組んで動くんじゃなくて、まず私が公園を使うっていうメッセージを出すことによって、そこにこう皆が集まってきて、色々面白いことが起こり始めています。まあそんなことも、もっともっと東大阪ではね、広がっていけばいいかなと思うんですね。それがいわゆる、ネットを活用できる若い方々の発想です。どうしても今までは何かこうグループ作ってしっかりと組織を作って動かそうとしていたんですけども、そうじゃなくて、まず自分ができるところから始めてみる。それをSNS等で発信することによって、仲間が自ずと出来上がってきて、色んなことが動いていくっていう、そういう動き方をされるんですね。こういう行動力のある方、発信力のある方というのは東大阪にも、特に若い方で何人もおられるはずですので、そういう方と上手く連携できるような、そんな仕掛けもして頂けたら

なと思います。

実は、某市で市民と行政の共同のための意見交換会というのをやっています、子育てママさんのグループの代表さんが面白いことをおっしゃっております。某市内の府営公園を使わせて頂いて色々な活動をさせてもらっておりますが、市の公園は行きませんっておっしゃったんですね。

市役所から、市が手出してる公園を使わせてほしいって何度か言いに行ったんですが、個人的なグループにはダメですって何度も言われたので、もう行く気がなくなりました、っておっしゃったんですね。一方、府営公園は、今回の計画にもありますように指定管理者が管理していますので、どんどん使ってくださいというメッセージを発信されているって言うんですね。だから、何かやるんだったら府営公園で、っていう発想になっちゃいますっておっしゃった。そこがそのせっかくやる気のある人に対してどう接せられるかによつての対応の差かなと思うんです。で、失礼な言い方をすればどちらかというと市役所の方は、その安全面とかいろんな面でブレーキをかけちゃうんですね。そうすると、それが何度か続いてしまいますと、もう結構です、せっかくその動こうとしている方の気をそいでしまうということになっているということが露呈しましたので、まあ是非とも、ですね、応援をする側に回って頂きたいなっていう風に思います。で、まあちょっとこれも言い過ぎの部分があるかもしれませんが、今日のお集りはみどり景観課なので、こういうその緑とか景観を促進しようとするパートの方ですけども、一方で公園を管理する立場の方と同じ歩調になれるのかどうかということなんですね。

市役所の中でも積極的にこう市民と一緒に活用できるような姿勢を取って頂ければ嬉しいなという様に思います。ただし、リスクもあると思います。はっきり申し上げて。その、とんでもないことが起こるかもしれません。でも、そこだけに注目して、せっかく頑張ろうとしている方の足をこう止めてしまうよりも、ちょっとそのリスクな部分はあるかもしれないけども踏み出して頂ければ嬉しいなと思いますので、またこのあたりも、ですね、まあなかなか文章に書けるかどうかって難しいですけど、市政の問題として、ですね。持って頂ければ嬉しいなと思っています。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、これを持ちまして議事は全て終了させて頂きます。また、本日の答申案については、委員の皆様の意見を参考に私の方でまとめさせて頂いてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声をいただく)

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました

(局長よりあいさつがあり、審議会を閉会)